

事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会設置要領

1 目的

環境負荷の少ない経済社会の実現のためには、事業者の自主的な環境保全活動を促進することが重要である。

環境パフォーマンス指標は、事業者が内部の評価・意思決定の際に自ら用いること、また、関連する情報をとりまとめ広く開示・提供することにより、事業者の取組の促進に資するものであり、環境保全活動を進めるための重要な社会基盤となるものである。環境省では「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を平成13年2月に公表し、平成13年度には本ガイドラインの試行事業を21社の参加により実施したところであり、試行事業の結果を踏まえて本ガイドラインをより有用なものとするため、学識経験者、企業関係者等による検討会を設け、環境パフォーマンス指標ガイドラインの改訂について検討を行う。

2 検討事項

(1) 「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」の整理

現在の指標80項目について整理・集約を行い、指標の性格、位置付けを明確にする。

事業活動の全体像を環境負荷の観点から把握できるような指標をコア指標として整理するとともに、コア指標以外の指標について、コア指標を補完する等の観点から指標整備の優先度が比較的高いものをサブ指標として整理する。

(2) 新しい指標の検討

ア．社会的責任に関する項目の反映

社会的責任に関する指標のうち、環境問題と関連性の強いものについて、指標に反映させることについて検討する。

イ．環境効率指標に関する検討

事業活動全体の環境効率を測る指標について検討する。

(3) その他

3 組織等

(1) 検討会

検討会は、上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策局長が委嘱する者をもって構成する。

検討会に座長をおき、検討員の互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

検討会は必要に応じて、小委員会を設けて必要な検討を行うことができる。

(2) その他

検討会は必要に応じて検討員以外の学識経験者、事業者等の出席を求めることができる。

会議の庶務は、環境経済課が行う。

4 期間

平成14年10月10日から平成15年3月31日までとする。